

「河内長野市犯罪被害者等支援条例」ができました

現代社会において様々な犯罪が跡を絶たない中、誰もが犯罪の被害に遭う可能性があります。しかし、犯罪に巻き込まれた被害者やその家族への社会の理解、支援は十分なものとは言えません。

そこで、河内長野市では、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るとともに、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として、河内長野市犯罪被害者等支援条例を制定し、令和6年4月1日に施行しました。



●基本理念(条例第3条)

- ①被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行います。
- ②犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないように行います。
- ③市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進します。

●市民の責務(条例第5条)

市民は次のことに努めていただくものとします。

- ①犯罪被害者等が置かれている状況及びその支援の必要性について理解を深めること。
- ②犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮すること。
- ③市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策に協力すること。

●事業者の責務(条例第6条)

事業者は次のことに努めていただくものとします。

- ①犯罪被害者等が置かれている状況及びその支援の必要性について理解を深めること。
- ②市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策に協力すること。
- ③犯罪被害者等を雇用する事業者においては、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮すること。



犯罪被害者等を支え合う地域社会の実現のため、市民・事業者の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先 河内長野市 自治安全部 危機管理課
☎0721-53-1111 (内線 779)